

● 健全化判断比率の見込み

滑川市健全な財政に関する条例の規定等により、健全化判断比率を推計した結果についてお知らせします。

実質公債費比率については、継続実施している道路改良事業や一部事務組合における施設整備に伴う地方債の元金償還が始まることにより、上昇傾向で推移するものと見込まれます。

また、将来負担比率については、地方債残高が減少傾向にある中、総合計画に定める各種事業の推進や下水道事業をはじめとする公営企業等の地方債の償還にあてる繰出金も考慮し、財政調整基金などの充当可能基金が一部減少することが見込まれるものの、今後も低水準になるものと推計されます。

◆ 健全化判断比率の推計

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	5.7	6.3	6.9	7.3	7.9
将来負担比率	—	—	—	—	—

※各年度の比率は、当該年度の決算見込みに基づく数値です。

※赤字額がない又はないと見込まれるため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、「—」と表示しています。

※将来負担比率がないと見込まれるため、「—」と表示しています。

◆ 国が定める基準

(単位：％)

区 分	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	13.68	20.00
連結実質赤字比率	18.68	30.00
実質公債費比率	25.0	35.0
将来負担比率	350.0	

◆ 用語解説

○健全化判断比率

地方公共団体における財政状況がどの水準にあるのかを示すもので、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称です。

○実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{\ast}}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいいます。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち、元利償還金相当分なども要素に加えられています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} (3か年平均) \text{ 標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}$$

○将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政健全化計画」を策定しなければならないこととされています。

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

それぞれの比率のうち一つでも財政再生基準以上になった場合には、地方公共団体は「財政再生団体」と判定され、「財政再生計画」を策定しなければならないこととされており、財政再生団体となった場合には、財政再生計画について総務大臣の同意を得ない限り、ほとんどの地方債発行が制限されます。